三 調 発 第 ５ ８ 号
平成２９年６月１２日

会 員 各 位

三重県土地家屋調査士会
会 長　池 畑　信 也

「オンラインによる登記申請の利用促進」について（お知らせ）

この度、津地方法務局から、別添のとおり平成２９年６月１２日付総（庶）第４８５号にて「オンラインによる登記申請の利用促進」についてご依頼がありましたので、お知らせいたします。

津地方法務局としては、人員削減がなされる中においても出来るだけ迅速に登記処理を進めたいとの意向があり、オンライン申請の利用促進をすることにより、受付時の記入を省略して迅速かつ正確に手続きをすすめられることから、今般のご依頼になったものです。

全国的にもオンライン利用率が上がっている中で、津地方法務局管内も現在平均を少し上回っている状況のようですが、三重会としても、名古屋管内で利用率トップを目指すべく利用促進に協力したいと考えておりますので、会員の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いします。

機密性２情報

総（庶）第　４８５　号

平成２９年６月１２日

三重県土地家屋調査士会長　殿

津地方法務局長

オンラインによる登記申請の利用促進について（御依頼）

平素は，当局の登記業務の円滑な運営について，御理解と御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

さて，平成２５年６月１４日に「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」が閣議決定され，これに基づき，「法務省改善取組計画」が平成２６年１０月３日付けで策定され，登記関係の５手続（①不動産登記の申請，②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等，③商業・法人登記の申請，④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等，⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求）が改善促進手続として掲げられたところであり，法務局としても全国的にオンラインによる登記申請の利用拡大を図っているところです。

当局におきましても，貴会の御理解と御協力をいただき，オンライン登記申請の利用拡大に取り組んでいるところですが，本年度も貴会各支部に対し当局支局又は出張所から直接要請をいたしますとともに，オンライン申請を積極的に利用されていない貴会会員に対して個別に働きかけを行いたいと考えておりますので，御理解と御協力をお願いします。

なお，法務省が提供する登記･供託オンライン申請用総合ソフトの操作方法，パソコンの環境設定等に関する研修会（本会又は支部単位）の希望があれば，講師を派遣しますので，御検討をお願いします。